

派遣職員に対する給料等の支給に関する規則等の規定の適用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

派遣職員に対する給料等の支給に関する規則等の規定の適用に関する規則の一部を改正する規則

一八)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十六条第二項第十二号」を「第二十六条第二項第十三号」に改め、同条第二号中「第二十五条第二項第十二号」を「第二十五条第二項第十四号」に改め、同条第三号中「第二十八条第二項第十二号」を「第二十八条第二項第十三号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。